

まかせて安心!充実の補償内容!!

自動車共済



 **今すぐお電話を!** **お見積もり無料です!!**

お見積もりの際には、現在ご契約の自動車保険証券等をお手元にご用意ください。



西日本自動車共済

こんな時に！自動車共済がサポートします。

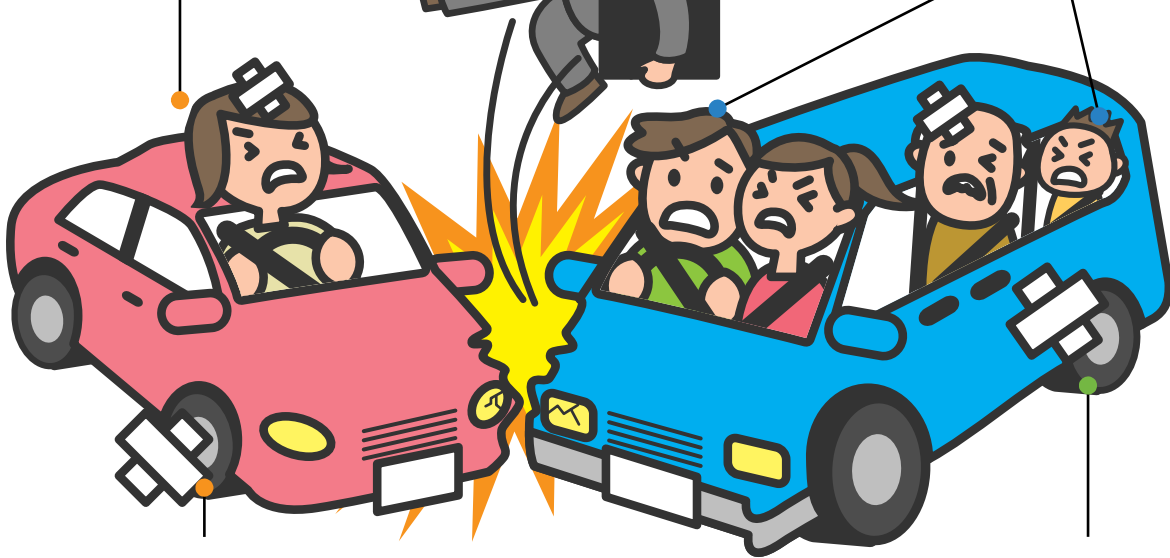
人をはねてしまった！
相手にケガをさせた！

対人賠償共済

自分がケガをした！
乗ってる人がケガをした！

人身傷害共済

搭乗者傷害共済



他人の車やものを壊してしまった！

対物賠償共済

ご契約のお車が壊れた！

車両共済

相手への賠償 …… P2 →



対人賠償共済
対物賠償共済
臨時費用特約
対物超過修理費用特約

ご自身とご家族の補償 P3-4 →



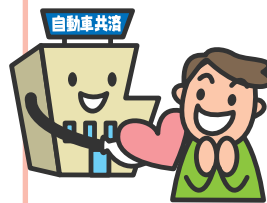
人身傷害共済
搭乗者傷害共済
自損事故傷害特約*
無共済車傷害特約*
(* 対人賠償共済に自動付帯)

お車の補償 …… P5-6 →



車両共済
車両価額協定共済特約
全損時・修理時諸費用特約
車両新価特約
車両超過修理費用特約
事故付随費用特約
代車費用特約(実損払)

その他の補償・特約 …… P7- →



ご契約のお車以外の運転に関する特約
運転者の範囲設定に関する特約
弁護士費用特約

マークの説明

自動付帯 自動的にセットされます。

自家用8車種 自家用8車種に適用されます。

! 注意事項

個人 個人契約

ファミリー特約 1ご契約者で所有・使用のお車を1台～9台ご契約のお客様に適用されます。

オプション ご希望によりセットできます。

自家用3車種 自家用3車種に適用されます。

! 免責事由

法人 法人契約

自家用乗用車			自家用小型貨物車	自家用軽四輪貨物車	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t超2t以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)	特種用途自動車 (キャンピング車)
普通	小型	軽四輪					
自家用3車種			自家用8車種				

相手への賠償

人にケガをさせたり、他人の車やモノを壊してしまったとき



基本補償

対人賠償共済
対物賠償共済

特約(オプション)

臨時費用特約
対物超過修理費用特約

対人賠償共済

無制限が
おすすめ!

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、被害者1名ごと、ご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠責共済で支払われる部分を除きます)



対物賠償共済

無制限が
おすすめ!

自動車事故により他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。



対人賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者	被害内容
3億9,725万円	横浜地裁	大学生(男21歳)	後遺症
3億8,281万円	名古屋地裁	会社員(男29歳)	後遺症

対物賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故状況	被害物
2億6,135万円	神戸地裁	高速道路上・追突横転炎上	積荷(呉服・洋服・毛皮)
1億3,580万円	東京地裁	衝突事故	店舗(パチンコ店)

オプション 臨時費用特約



ご契約者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死亡したり、後遺障害が生じたとき、および医師による治療を4日以上要する場合に、見舞費用等として共済金をお支払いします。

お支払い共済金の額(1事故・被害者1名あたり)

被害者の状態	共済金のお支払限度額	お支払いする共済金		被害者 が実際に 支払った 見舞金等 の費用
		定額払共済金	実損払共済金	
死亡の場合	50万円	15万円		
後遺障害の場合	50万円	15万円		
傷害に対して 医師の治療 を要した 場合	治療日数	181日以上	30万円	3万円
		91日以上	20万円	
		31日以上	10万円	
		15日以上	5万円	
	4日以上	1万円	1万円	

臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款 別表1 後遺障害等級表の表1の第1級、第2級または表2の第1級から第3級のいずれかに該当する後遺障害をいいます。

お支払い対象者...損害賠償責任を負われる方(マイカーを運転時の事故の場合、通常運転者にお支払いします。)

運転者に関する条件...運転者の範囲設定に関する特約(P8)が付帯されている場合で、条件外の方が起こした対人賠償事故の場合は、対人賠償共済からは共済金をお支払いできませんが、臨時費用共済金はお支払いします。



主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【相手への賠償(対人賠償共済・対物賠償共済)】

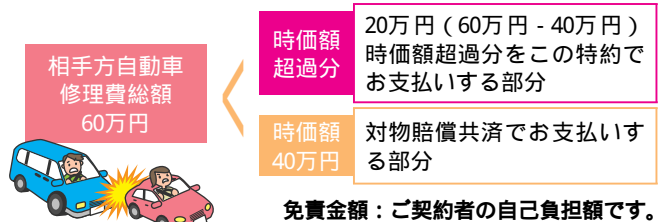
(対人・対物賠償共済共通) 日本国外で生じた事故による損害 戦争・外国の武力行使・暴動・台風・洪水・高潮・地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害 ご契約のお車を競技・曲技・試験に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害 当組合以外の方と約定した加重賠償責任によ生じた損害 ご契約者、被共済者の故意によって生じた損害(対人賠償共済対象) 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被共済者が被った損害①記名被共済者②ご契約のお車を運転中の方またはその方の父母、配偶者もしくはお子さま③被共済者の父母、配偶者またはお子さま④被共済者の業務に従事中的従業員⑤被共済者の業務に従事中的同僚 ただし、被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。(対物賠償共済対象) 次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被共済者が被った損害①記名被共済者②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま③被共済者の父母、配偶者またはお子さま など

対物賠償共済にセット

オプション 対物超過修理費用特約

対物賠償共済金が支払われる事故での修理費用が時価額を超える場合に、その超過する費用について50万円を限度に過失割合に応じて共済金をお支払いします。

例 ご契約者の追突事故で、ご契約者の過失割合が100%の場合
ご契約(対物賠償共済:無制限、免責金額:0万円)
相手自動車の時価額40万円、修理費60万円の場合



対人賠償・対物賠償とも

無料 示談交渉サービス

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は西日本自動車共済にお任せください。



! お客様に法律上の損害賠償責任がない場合など、当組合が示談交渉をすることができないことがあります。

相手への賠償

ご自身とご家族の補償

事故により死傷されたとき



基本補償

人身傷害共済
搭乗者傷害共済

特約(自動セット)

無共済車傷害特約
自損事故傷害特約

特約(オプション)

搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約
搭乗者傷害共済の医療共済金(日数払)特約
傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

人身傷害共済



自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中などに死傷された場合、自動車共済普通共済約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ(下表)によって異なります。

① ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償します。(法人契約を除きます)

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約車搭乗中の事故でケガをした	「他の自動車」に搭乗中の事故でケガをした	歩行中や、自転車乗車中に自動車にはねられた
一般の人身傷害補償	 自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。	 自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。	 自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
ご契約車搭乗中のみ補償 (*法人契約は自動セットとなります。)		×	×

- 人身傷害共済をご契約のお客様が自損事故を起こされた場合、お客様に生じた総損害額に対し人身傷害共済から、人身傷害共済のご契約金額を限度に共済金をお支払いします。
ご注意 人身傷害共済から損害が補償される場合には、自損事故傷害特約から共済金をお支払いできません。
- ご契約者が「個人」の場合は、「傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットすると、ご契約車搭乗中のみ補償となります。

② 当共済組合がご契約者の過失分も含めて、全額補償します。

交通事故で負ったケガなどの総損害額 をご契約金額の範囲内でまとめて補償します。

③ 事故相手との面倒な交渉は不要です。

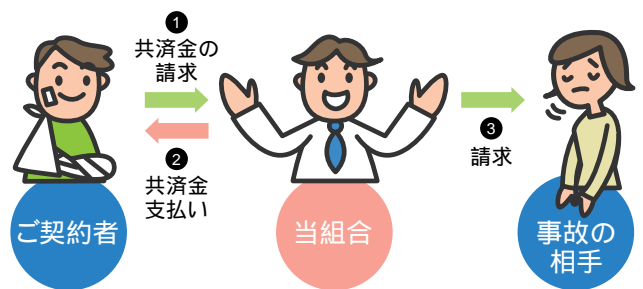
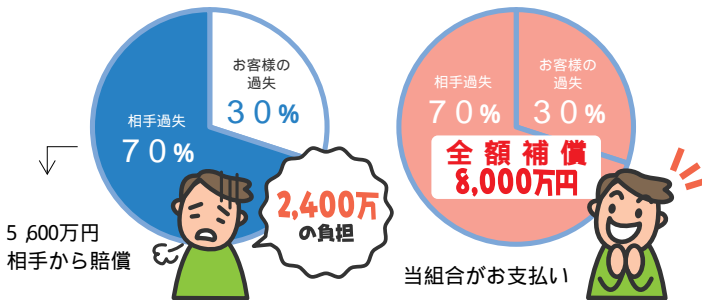
示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がご契約者の総損害額 に対し直接共済金をお支払いします。

例

事故で相手との過失割合が70：30。
お客様の総損害額が8,000万円だった場合。(ご契約金額は無制限)

人身傷害を付けていない

人身傷害を付けている



総損害額の認定は普通共済約款(別紙)「人身傷害条項損害額基準」に基づき、当組合で行わせていただきます。

④ 次の方々が補償の対象となります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
- ⑤ ①~④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

ただし、業務として自動車を受託している自動車取扱い業者を除きます。



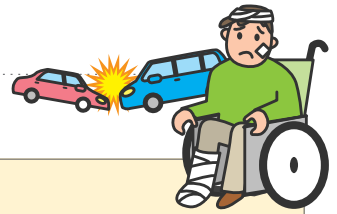
総損害額の例

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
55歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
45歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
35歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
25歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円

普通共済約款 別表1 後遺障害等級表の後遺障害が生じた場合をいいます。

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が自動車事故により、事故発生からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。



医療共済金 (部位・ 症状別払)	入通院が5日未満 一律1万円	死 亡	死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。 (ご契約金額限度)
	入通院が5日以上 傷害の部位、症状に 応じて、普通共済約 款 別表2「医療共 済金支払額基準」に 従い共済金をお支払 いします。		座席ベルト装着者 特別共済金	シートベルト(チャイルドシート含む)を使用中の方が死亡された場合 にご契約金額の30%(300万円限度)をお支払いします。
		後遺障害	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合は障害の程度に応じてお支払いします。
			重度後遺障害 特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合、ご契約金額の10% (100万円限度)をお支払いします。
			重度後遺障害 介護費用共済金	(重度後遺障害特別共済金をお支払いする場合)別途、後遺障害共済金 支払額の50%(500万円限度)をお支払いします。

ご自身とご家族の補償

搭乗者傷害共済の 医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金(部位・症状別払)の額を2倍にお支払いします。

「搭乗者傷害共済の医療共済金(日数払)特約」を付帯した共済契約には、本特約をセットできません。
ご契約のお車がバスの場合本特約をセットできません。



搭乗者傷害共済の 医療共済金(日数払)特約

ご契約のお車に搭乗中の事故により傷害を被った場合で、事故日からその日を含めて180日以内に入院されたときに、平常の生活または業務に従事できる程度になおった日までの治療日数に応じて、次の共済金をお支払いします。

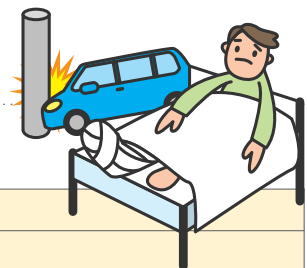
入院日数1日につき 共済証書記載の入院共済金日額
通院日数1日につき 共済証書記載の通院共済金日額

- 1: この特約をセットすると医療共済金のお支払方法は「部位・症状別払」ではなく「日数払」となります。
2: この特約のお引受けは平成25年9月30日付で終了します。

対人賠償共済に自動セット

自動付帯 自損事故傷害特約

電柱などとの衝突または崖からの転落など、ご契約のお車の運転者・同乗者が死傷された場合で、自賠責共済(保険)や人身傷害共済から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。



死亡共済金	死亡された場合に、1,500万円をお支払いします。
後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合に、障害の程度に応じて50万円~2,000万円をお支払いします。
介護費用共済金	所定の重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、200万円をお支払いします。
医療共済金	入院した場合に、平常の生活または業務に従事できる程度になおった日までの日数に応じて、次の金額をお支払いします(100万円限度) 入院日数1日につき6,000円 通院日数1日につき4,000円

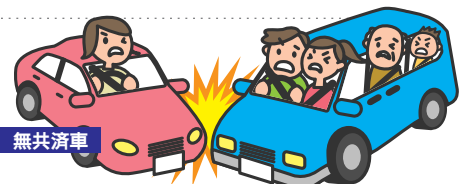
人身傷害共済をご契約の場合、ご契約のお車の人身傷害共済から総損害額に対して共済金をお支払いします。(自損事故傷害特約から重ねて共済金をお支払いすることはできません。)

対人賠償共済に自動セット

自動付帯 無共済車傷害特約

相手方が不明・無共済(無保険)自動車との事故でご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られないときに共済金をお支払いします。

- 1 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。傷害のみにはお支払いできません。
2 ご契約者が「個人」の場合、歩行中などでの無共済(無保険)自動車事故でも共済金をお支払いします。ただし、相手の方が負担すべき損害賠償額についてすでに人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。



⚠️ 主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【ご自身とご家族の補償(人身傷害共済・搭乗者傷害共済)】

(人身傷害・搭乗者傷害共済共通) 日本国外で生じた事故による損害または傷害 戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害または傷害 ご契約のお車を競技・曲技・試験に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害または傷害 被共済者、共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によりその本人に生じた損害または傷害 被共済者が次のいずれかの状態でお車を運転中に生じた事故によりその本人に生じた損害または傷害①無免許運転②道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転(酒気帯び運転とみなされる状態を含みます。)
③麻薬等運転 被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によりその本人に生じた損害または傷害 極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害または傷害 など(人身傷害共済対象) ご契約のお車以外の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中またはこれらを目的とする場所で搭乗中に生じた損害 被共済者がお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中にその本人に生じた損害 など(搭乗者傷害共済対象) 被共済者がご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中にその本人に生じた傷害 など

お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



基本補償 車両共済

特約(オプション)

特約(自動セット)

車両価額協定共済特約 全損時・修理時諸費用特約
二輪・原付盗難対象外特約
被共済自動車の盗難に関する代車等費用特約

車両新価特約 車両超過修理費用特約
事故付随費用特約 代車費用特約(実損払)

車両共済

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は次の3タイプからお選びいただけます。

幅広く補償を受けたい 一般車両	偶然な事故全般について補償します。
掛金を安くしたい 車対車 + 危険限定	「車対車衝突危険限定特約」と「車両危険限定特約」をセットし、事故の範囲を限定して補償します。ただし、自動車との衝突・接触事故の場合は、相手自動車とその運転者（または所有者）が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。
掛金を安くしたい 車対車	「車対車衝突危険限定特約」をセットし、相手自動車との衝突・接触事故に限り、共済金をお支払いします。ただし、相手自動車とその運転者（または所有者）が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。

共済金をお支払いする 損害	車同士の事故 (衝突・接触)	積載物との事故 (衝突・接触)	自転車との事故 (衝突・接触)	飛来物・落下物 との衝突	火災・爆発	盗 難
一般車両						(注)
車対車 + 危険限定	(条件付)	(条件付)	×			(注)
車対車	(条件付)	(条件付)	×	×	×	×
共済金をお支払いする 損害	落書・いたづら・ 窓ガラス破損	台風・たつ巻 高潮・洪水	墜落・転落	あて逃げ (相手車不明)	車庫入れ失敗	電柱・ガードレール 衝突・接触
一般車両						
車対車 + 危険限定			×	×	×	×
車対車	×	×	×	×	×	×

：補償します ×：補償しません

(条件付)：事故相手の自動車の登録番号等、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。

(注)：ご契約のお車が二輪自動車または原付バイクの場合、「二輪・原付盗難対象外特約」が自動セットされますので、盗難に対して共済金をお支払いできません。

自家用8車種の車両共済に自動セット

自家用8車種

自動付帯 車両価額協定共済特約

ご契約者様と当組合との間で、契約締結時における市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を共済金額として定めます。共済期間内は、実際の車両時価額に関係なく、協定した車両価額を限度として共済金をお支払いします。



自家用8車種の車両共済に自動セット

自家用8車種

自動付帯 全損時・修理時諸費用特約

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に、次の共済金をお支払いします。ただし、車両新価特約をセットされたご契約で、同特約から再取得諸費用共済金が支払われる場合は共済金をお支払いできません。

全損時諸費用共済金

ご契約のお車が全損となる場合に、ご契約の車両共済金額の10% (40万円限度)をお支払いします。

修理時諸費用共済金

全損以外の場合で、ご契約のお車の損害額(修理費)が50万円以上となるときに、損害額(修理費)の5% (10万円限度)をお支払いします。

オプション 車両新価特約

自家用8車種
レンタル契約

ご契約のお車が事故で全損、または大きな損害（新車価格相当額の50%以上の損害）が発生し、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。

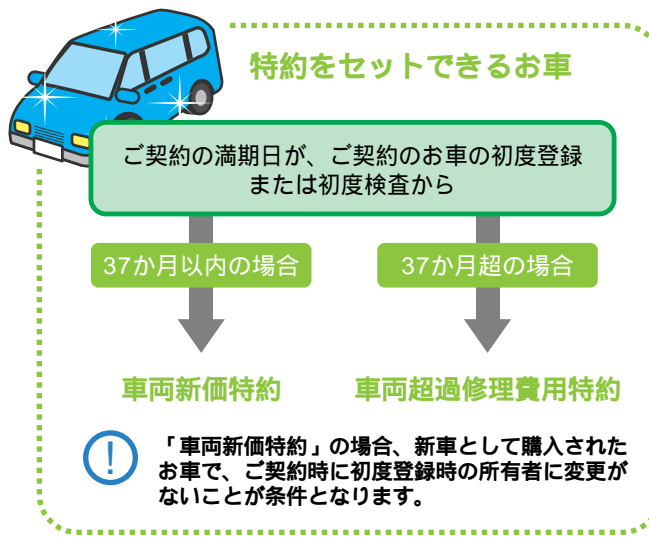
新車共済金額とは、ご契約締結時に新車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価格として協定した金額をいいます。

車両損害共済金

代替のお車を取得される場合	新車買替費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）について、新車共済金額を限度にお支払い。
ご契約のお車を修理される場合	修理費について、新車共済金額を限度にお支払い。
お車の買替および修理をされない場合、または盗難の場合	車両共済の共済金額を限度にお支払い。ただし、盗難の場合で、お車が発見されない場合を除きます。

再取得時諸費用共済金

代替のお車を取得される場合は、新車共済金額の15%相当額（下限10万円、上限40万円）をお支払いします。ただし、盗難の場合で、お車が発見されない場合を除きます。



お車の補償

オプション 車両超過修理費用特約

自家用8車種

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を上回る場合、共済金額を超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。

オプション 事故付随費用特約

自家用8車種

ご契約の車両共済で共済金支払対象となる事故により、ご契約のお車が自力走行できなくなった場合に、ご契約者等が負担された費用をお支払いします。

臨時宿泊費用共済金	臨時帰宅・移動費用共済金	搬送・引取費用共済金	キャンセル費用共済金
臨時にホテル等に宿泊した1泊分の費用をお支払いします。 （1万円/1名）	事故現場から自宅など当面の目的地への移動の際の交通費をお支払いします。（2万円/1名）	ご契約のお車の事故現場からの搬送や、修理後の引取費用についてお支払いします。（15万円限度）	キャンセルした旅行やコンサートの費用を1回の事故につき50万円を限度にお支払いします。

オプション 被共済自動車の盗難に関する代車等費用特約

自家用8車種

ご契約のお車が盗難により使えなくなった場合に、ご契約者またはご契約のお車の所有者が警察に盗難の届出をされたときに限り、所有者に対し共済金をお支払いします。

⚠️ 車両共済を「車対車タイプ」でご契約の場合は、この特約はセットされません。



オプション 代車費用特約(実損払)

自家用8車種

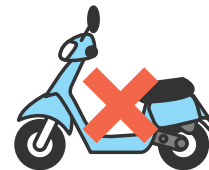
ご契約の車両共済で共済金支払対象となる事故により、ご契約のお車が使用不能となり、代替交通手段としてレンタカー等を借り入れた場合に、最大30日間、1日あたりの共済金日額を限度として実費をお支払いします。



オプション 二輪・原付盗難対象外特約

二輪 + 原付

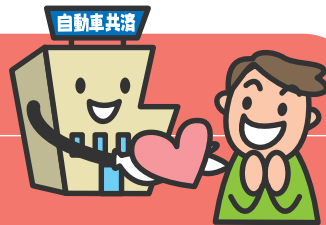
ご契約のお車が、二輪自動車または原付バイクの場合、盗難による損害については車両共済の共済金はお支払いしません。



⚠️ 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な場合）【お車の補償（車両共済）】

（車両共済）日本国外で生じた事故による損害 戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
ご契約のお車を競技・曲技・試験に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害 ご契約者、被共済者、共済金を受け取るべき方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ご契約者、被共済者、共済金を受け取るべき方等が次のいずれかの状態でご契約のお車を運転中に生じた損害①無免許運転②道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転 酒気帯び運転とみなされる状態を含みます。③麻薬等運転 国または地方公共団体の公権力の行使により生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さび、その他の自然の消耗によって生じた損害 故障損害 ご契約のお車から取外された部分品や付属品に生じた損害 ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害 タイヤの単独損害 ご契約のお車の火災、爆発の場合を除きます。）法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害 など

その他の補償・特約



特約(自動セット)

- 他車運転特約
- 臨時代替自動車特約
- 被共済自動車の入替自動補償特約

特約(オプション)

- 原付バイク特約(人身傷害あり)
- 原付バイク特約(人身傷害なし)
- 弁護士費用特約

ご契約のお車以外の運転に関する特約

自動付帯 他車運転特約 個人 自家用8車種

ご契約者とそのご家族が他人の自動車を臨時に借用して運転中に生じた事故による損害・傷害に対し、ご契約者の自動車共済からご契約者のお車を運転中の事故と同様のご契約条件で共済金をお支払いします。



対象となる損害・傷害

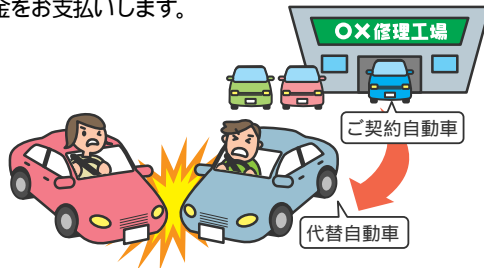
賠償責任(対人賠償共済・対物賠償共済①) 対人賠償事故時の見舞費用等(臨時費用特約) 自損傷害(自損事故傷害特約)

【借りたお車の損害】

① 借りたお車を壊してしまい、持ち主に対する法律上の損害賠償責任を負う場合にも共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済の条件で共済金をお支払いできる事故に限ります。また、ご契約の対物賠償共済金額が限度となります。

自動付帯 臨時代替自動車特約 法人

ご契約のお車を車検・修理・点検整備等のため修理工場等に入庫の間、代替自動車を運転中に生じた損害・傷害に対し、ご契約のお車の条件で共済金をお支払いします。



対象となる損害・傷害

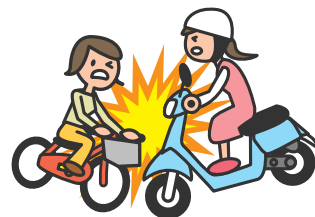
賠償責任(対人賠償共済・対物賠償共済①) 対人賠償事故時の見舞費用等(臨時費用特約) 傷害(人身傷害共済・搭乗者傷害共済・自損事故傷害特約・無共済車傷害特約)

【借りた代替自動車の損害】

① 借りた代替自動車を壊してしまい、持ち主に対する法律上の損害賠償責任を負う場合にも共済金を支払います。ただし、ご契約のお車の車両共済の条件で共済金をお支払いできる事故に限ります。また、ご契約の対物賠償共済金額が限度となります。

オプション 原付バイク特約 自家用8車種 カブ・スクーター 個人

ご契約者とそのご家族が125cc以下の原付バイク(借用原付含む)を運転中の事故等について、ご契約の自動車共済から共済金をお支払いします。補償される事故の範囲は2タイプからお選びいただけます。



原付バイク特約	人身傷害あり	対人賠償共済金	対物賠償共済金	人身傷害共済金	自損事故共済金
	人身傷害なし	対人賠償共済金	対物賠償共済金	自損事故共済金	

オプション 弁護士費用特約

当組合がお客様に代わって示談交渉ができないときなどにお役に立ちます。

ご契約者が自動車事故により身体や所有財物①への被害を受けた場合、法律上の損害賠償請求のために弁護士等費用や法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。

① ご契約のお車以外の業務用財物および業務に関連し受託した財物は共済金お支払いの対象外となります。

弁護士等費用共済金

当組合の同意を得て支出される弁護士報酬・司法書士報酬・行政書士報酬や訴訟費用等について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり300万円を限度にお支払いします。

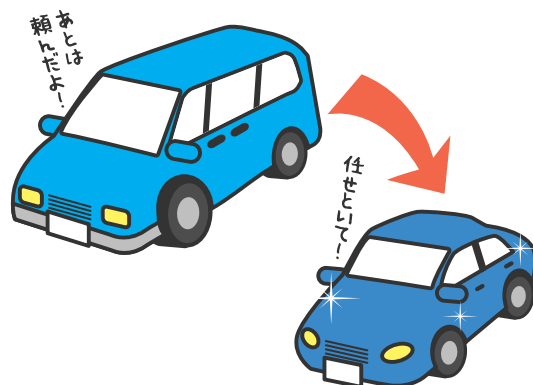
法律相談費用共済金

弁護士・司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、当組合の同意を得て支出される法律相談費用について、対象事故1回につき、被共済者1人あたり10万円を限度としてお支払いします。



自動付帯 被共済自動車の入替自動補償特約

ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に当組合へ入替の承認請求を行うなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなします。



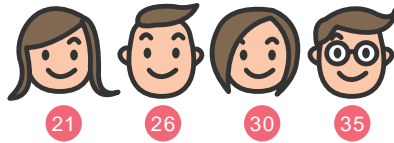
運転者の範囲設定に関する特約

ノンフリート契約にかぎり、ご契約のお車を運転される方を限定することで共済掛金を抑えることができます。

オプション 運転者年齢条件特約

自家用3車種 ②二輪・原付 **ノンフリート契約** 個人 法人

21歳以上補償
26歳以上補償
30歳以上補償
35歳以上補償



記名被共済者が個人の場合

次の①～⑤までに該当する方々の中で、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

- ご本人（記名被共済者）
- 記名被共済者の配偶者
- 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ①～③までの方の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人
- ご契約のお車の所有者が法人で、記名被共済者がその法人の役員の場合、その法人の業務に従事中の使用人

記名被共済者が個人事業主や法人の場合

業務に従事する使用人も含めて最も若い方の年齢に合わせてお選びください。設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

- ① 1：記名被共済者が個人の場合は、「ご本人（記名被共済者）、その配偶者およびこれらの方の同居の親族」以外の方（使用人を除きます。）が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます。
- 2：ご契約のお車が「原動機付自転車」の場合、選択できる年齢条件は「年齢を問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかとなります。

オプション 運転者家族限定特約

自家用3車種 **ノンフリート契約** 個人

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者とそのご家族に限定することができます。次の①～④に該当する方がお車を運転中の事故の場合に限り、共済金をお支払いします。

3%
割引

- 記名被共済者
- 記名被共済者の配偶者
- 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

オプション 運転者本人・配偶者限定特約

自家用3車種 **ノンフリート契約** 個人

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者とその配偶者に限定することができます。記名被共済者またはその配偶者がお車を運転中の事故の場合に限り、共済金をお支払いします。

7%
割引

- ① 1：「運転者家族限定特約」と「運転者本人・配偶者限定特約」を重ねて適用することはできません。
- 2：「原付バイク特約」など、一部の特約の共済掛金には運転者家族限定および運転者本人・配偶者限定の割引が適用されません。



共済掛金の払込

① 下記の各特約をご利用いただくには、所定の条件がございます。くわしくは共済代理所までおたずねください。

分割払をご希望の方

共済掛金分割払特約

口座振替払で大変便利です。

口座振替により、12分割11回払または12分割12回払のいずれかで分割払をご利用いただけます。分割払の場合、お払い込みいただく共済掛金の総額は一括払に比べて、5%割増された金額になります。第1回目の分割共済掛金（初回共済掛金）はご契約締結と同時に払い込みいただきます。2回目以降の分割共済掛金は、共済証書に記載されている所定の払込期日にご指定の口座より振替となります。

お車を複数台所有・使用されている法人等のお客さまなど

大口共済掛金分割払特約

複数台のお車を所有・使用されているご契約者は、割増なしの分割払をご利用いただけます。以下の大口共済掛金分割払特約の適用条件をすべて満たす場合に、分割払による共済掛金の割増なしに、2回から12回の分割払（「口座振替」または「集金」のいずれか）をご利用いただけます。第1回目の分割共済掛金（初回共済掛金）はご契約締結と同時に払い込みいただけます。

〔大口共済掛金分割払特約の適用条件〕①団体扱および集団扱のご契約でないこと②（お車のご契約の）共済期間の初日が同一であること③お払い込みいただく共済掛金の総額が10万円以上であること④1回あたりの分割共済掛金の額が5万円以上であること（ただし、お払い込みいただく共済掛金の総額が30万円以上の場合を除きます。）

1 共済証書で5台以上のお車をご契約の場合、上記条件③④に関わらず大口共済掛金分割払をご利用いただけます。

キャッシュレスで
ご契約 OK!

初回共済掛金の
口座振替払

初回共済掛金を口座振替でお払い込みいただく特約

「初回共済掛金の口座振替に関する特約」・「初回共済掛金の口座振替翌月払特約」

ご契約締結時に、初回共済掛金を現金でお払い込みいただく必要がありません。共済の補償は共済期間の初日より開始しますが、初回共済掛金は、共済証書に記載されている所定の払込期日にご指定の口座より振り替えさせていただきます。



自動車共済の割引・割増制度

自動車共済の割引・割増制度には、「共済契約のお取扱いに関する割引制度」、「自動車に関する割引制度」および「団体割引」がございます。割引・割増の適用方法等については、共済代理所までおたずねください。

共済契約のお取扱いに関する割引・割増制度

平成24年10月1日改定

ご契約のお取扱方法には、ノンフリート契約およびフリート契約があります。ノンフリート契約およびフリート契約の別に、共済契約に適用される割引・割増が異なります。

お取扱	対象となるお客様	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増	
			基本	1 ご契約台数による割引
ノンフリート契約	ご契約台数が 9台以下のお客様		ノンフリート等級別割引・割増 (1等級～20等級) 複数所有新規契約に適用する割引 (対象：自家用8車種のご契約)	2 3台～4台をご契約の場合 3台契約割引(5%) 3 5台～9台をご契約の場合 ノンフリート多数割引(5%)
			フリート割引・割増	4 10台以上をご契約の場合 フリート多数割引(10%)
フリート契約	ご契約台数が 10台以上のお客様	A方式 (包括方式)	フリート割引・割増	4 10台以上をご契約の場合 フリート多数割引(10%)
		B方式 (個別方式)	10台以上をご契約の場合 ノンフリート等級別割引・割増 フリート新規契約等級	2 5 10台以上をご契約の場合 フリート多数割引(10%)

- 1：割引・割増は、臨時費用特約、弁護士費用特約および原付バイク特約の共済掛金には適用されません。
- 2：保険会社または他の共済（JA共済、全労済等）をいいます。でのご契約に適用されているノンフリート等級および事故有係数適用期間を、当自動車共済でのご契約に引き継ぐことができます。なお、保険会社または他の共済でのご契約期間中に事故があった場合は、所定の方法により決定した等級および事故有係数適用期間でのお引受けとなります。
- 3：「3台契約割引」は、ノンフリート多数割引が適用されない1企業体のご契約が対象となります。個人事業主の場合には、事業主とその同居のご家族のご契約が対象となります。
- 4：「フリート割引・割増率」は、所定の計算方法により算出した損害率により決定され、前契約のない新契約を含むすべてのご契約に対して適用されます。
- 5：「フリート新規契約等級」は、前契約のない新契約に適用されます。所定の共済成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用されている等級別割引・割増率の合計値を、共済成績計算期間末における総契約台数で除して求めた平均割引・割増率を所定のノンフリート等級読替表で決定した等級をいいます。

自動車に関する割引制度

ノンフリート契約・フリート契約共通

お車の用途車種、装備や使用の条件により共済掛金を割引します。ご利用いただくには、別途条件がございますので、詳細は共済代理所までおたずねください。

新車割引

ご契約のお車（自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車）の初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日は属する年月までの経過月数が25か月以内のお車に適用します。



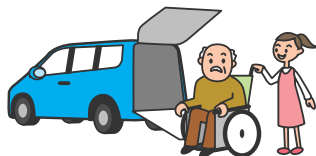
エコカー割引

ご契約のお車（自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車）が電気自動車、ハイブリット車または圧縮天然ガス自動車のいずれかで、初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日の属する年月までの経過月数が13か月以内のお車に適用します。



福祉車両割引

ご契約のお車が、消費税の優遇される対象自動車（「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」）である場合に適用します。



（注）ご契約のお車がエコカー割引と福祉車両割引の両方を適用できる場合には3%となります。

構内専用電気自動車割引

使用される場所が建物内、施設内および敷地内に限定されている、最高速度が時速20km以下の電気自動車に適用します。



3台契約割引

当組合にご契約いただくお車（用途車種を問いません。）の台数が1年間に3台以上になる場合に適用します。ただし、フリート契約者、ノンフリート多数割引適用契約者および団体契約者を除きます。



団体割引（集団団体・従業員団体）

ご契約のお取扱いには、「集団団体」および「従業員団体」の方法があります。いずれの団体でも、お取扱いに際しては所定の条件があります。詳しくは共済代理所までおたずねください。

ノンフリート等級別掛金率制度

平成24年10月1日改定

ノンフリート等級別掛金率制度は、共済契約者の事故に応じてリスクを1~20等級に区分し、等級毎に共済掛金の割引または割増を行う制度です。

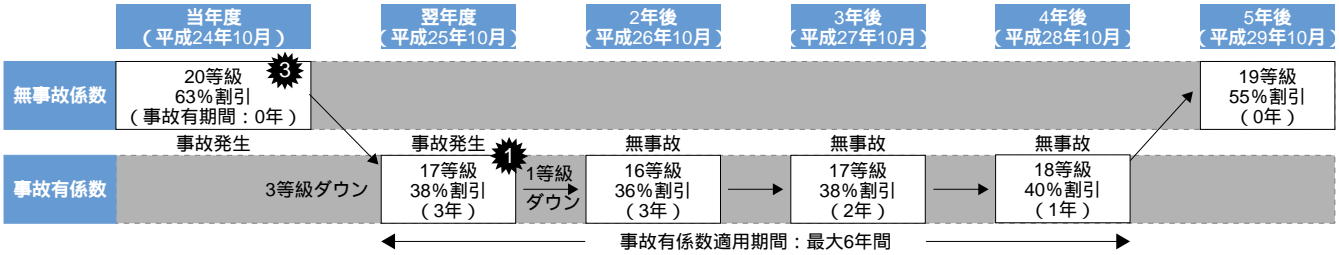
ノンフリート等級別係数（割引・割増率）

ご契約期間中に事故がなかった場合には、翌年の共済契約に適用される等級が1つ上がります。

一方、ご契約期間中に等級ダウン事故が起きた場合には、翌年の共済契約に適用される等級は、3等級ダウン事故の場合は事故1件につき3つ、1等級ダウン事故の場合は事故1件につき1つダウンします。

また、ご契約期間中に等級ダウン事故があった場合、翌年の共済契約に適用される割引・割増率は「事故有係数」の割引・割増率となり、所定の期間中（「事故有係数適用期間」といいます。3等級ダウン事故の場合は1件につき3年間、1等級ダウン事故の場合は1件につき1年間となり、事故有係数適用期間は6年間で限度に積算され、1年間経過するごとに1年減算します。）のご契約に適用されます。

適用例 当年度契約（20等級）で3等級ダウン事故³が1件、翌年度にも1等級ダウン事故¹が1件あった場合に適用される等級（割引・割増率）および事故有係数適用期間



- 1: 3等級ダウン事故および1等級ダウン事故の詳細については、共済代理所までおたずねください。
- 2: 当組合では、共済契約申込書、共済証書等においては「事故有係数適用期間」を「事故有期間」の名称で等級の後に表示しております。
- 3: 適用例の当年度契約は、共済期間の初日が平成24年10月ですので、〔改定前係数〕の等級別割引・割増率を適用します。

ノンフリート等級別係数（割引・割増率）の適用方法

ノンフリート等級別掛金率制度の導入（平成24年10月1日改定）に際し、導入日以降1年間の周知期間を設定するとともに、下記のとおり、共済契約の共済期間の初日が属する期間別に、共済契約に適用する等級別係数（割引・割増率）を定めています。

継続契約（前契約があるご契約）に適用するノンフリート等級別割引・割増率

無事故契約を対象に周知期間終了後、2年間の経過措置期間を設定しています。

ご契約の共済期間の初日が属する期間	新制度導入		周知期間	経過措置期間（1年目）	経過措置期間（2年目）	経過措置期間終了後（本適用）	
	新制度導入		平成24年10月1日以降 平成25年9月30日まで	平成25年10月1日以降 平成26年9月30日まで	平成26年10月1日以降 平成27年9月30日まで	平成27年10月1日以降	
無事故契約	改定前係数 (注)	A	〔経過措置期間1年目〕 無事故係数	B	〔経過措置期間2年目〕 無事故係数	〔改定後係数〕 無事故係数	D
事故有契約	改定前係数 (注)	A	〔改定後係数〕 事故有係数	E	〔改定後係数〕 事故有係数	〔改定後係数〕 事故有係数	E

（割増は+、割引は-で表示しています。）

ご契約に適用する係数	等級別割引・割増率（単位：%）																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
改定前係数	A	+52	+26	+10	-1	-10	-17	-23	-28	-33	-37	-40	-44	-47	-50	-52	-55	-57	-59	-61	-63
〔経過措置期間1年目〕 無事故係数	B	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-28	-40	-41	-43	-46	-47	-48	-49	-50	-52	-55	-57	-59	-63
〔経過措置期間2年目〕 無事故係数	C	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-29	-40	-42	-44	-46	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-55	-57	-63
〔改定後係数〕 無事故係数	D	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63
〔改定後係数〕 事故有係数	E	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-20	-21	-22	-23	-25	-27	-29	-31	-33	-36	-38	-40	-42	-44

（注）周知期間中に事故が生じた共済契約は、周知期間終了後（平成25年10月1日以降）のご契約から〔改定後係数〕事故有係数が適用されます。ただし、共済期間の初日が周知期間内の共済契約でも〔改定後係数〕事故有係数を繰り上げて適用する場合があります。くわしくは共済代理所または組合の各支部支局へおたずねください。

ご契約中の自動車保険契約*に適用されている等級および事故有係数適用期間を、自動車共済でも引き継ぎます。

*JA 共済、全労済等でご契約の共済契約を含みます。

新規契約（前契約がないご契約）に適用するノンフリート等級別割引・割増率

共済期間の初日が平成24年10月1日から25年9月30日まで〔周知期間〕

共済期間の初日が平成25年10月1日以降〔周知期間終了後〕

改定前係数	新規契約		複数所有新規契約	
	等級	割引・割増率	等級	割引・割増率
対象のお車 運転者年齢条件	年齢を問わず補償	6 A 25%	割引	7 A 10%
	21歳以上補償	6 B 10%		7 B 15%
	26歳以上補償	6 C 5%		7 C 28%
	30歳以上補償	6 E 5%		7 E 28%
	35歳以上補償	6 G 5%		7 G 28%
運転者年齢条件対象外のお車	6 D 0%		7 D 28%	

改定後係数	新規契約		複数所有新規契約	
	等級	割引・割増率	等級	割引・割増率
対象のお車 運転者年齢条件	年齢を問わず補償	6 A 28%	割引	7 A 11%
	21歳以上補償	6 B 3%		7 B 11%
	26歳以上補償	6 C 9%		7 C 40%
	30歳以上補償	6 E 9%		7 E 40%
	35歳以上補償	6 G 9%		7 G 40%
運転者年齢条件対象外のお車	6 D 4%	割増	7 D 39%	

複数所有新規契約とは、新たに取得された2台目以降のお車の共済契約で、所定の条件を満たしているご契約が対象となります。詳しくは共済代理所までおたずねください。

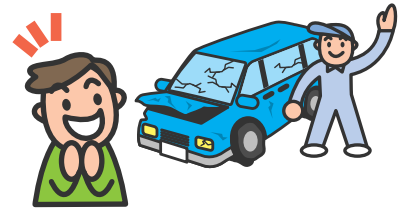
各種掛金割引制度

自動車共済の ロードサービス

自動車共済にご加入の皆様にごロードサービスを提供します。
ご契約の内容によりご利用いただけるサービスの内容、および無料となるサービスの範囲が異なりますので、サービスをご利用いただく前に必ずご確認ください。
当組合指定のロードサービス提供会社:日本ロードサービス株式会社(略称:JRS)

ご契約のお取り扱い	ご契約のお車の用途車種(注1)	車両共済契約の有無	緊急電話サポート	現場急行サービス
ノンフリート契約 (ご契約台数が9台以下の場合)	自家用8車種 (1頁 マークの説明)	車両共済契約あり	無料	無料(一部有料) (注2 注3)
		車両共済契約なし	無料	有料
フリート契約 (ご契約台数が10台以上の場合)	自家用8車種 (1頁 マークの説明)	車両共済契約の有無にかかわらず	無料	無料(一部有料) (注2 注3)
		車両共済契約の有無にかかわらず	無料	有料

(注1)ご契約のお車とは、共済証書記載の被共済自動車をいいます。(注2)無料サービスの対象となるお車は、ご契約のお車となります。(注3)サービス現場で「自動車共済契約者カード」のご提示がない場合、料金をお立替えいただくことがあります。



自動車共済ロードサービス専用
フリーダイヤル(通話料無料)

0120-80-6324

24時間・年中無休
携帯電話からでもご利用いただけます。

1 緊急電話サポート

電話にてサービスをご提供します。

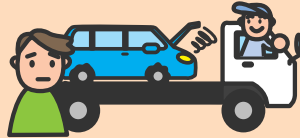
故障・事故など、トラブル発生時のアドバイス
応急処置・修理の技術に関する電話アドバイス
電話による出張応急修理の出動手配・トラブル車両搬送の手配
トラブル車両保管手配
ご家族等への緊急連絡代行・手配の代行
代替交通機関(鉄道・タクシー等)の案内・手配の代行
宿泊施設の案内・手配
24時間営業ガンソリスタンド等の案内
自動車のトラブル(故障・事故)時のみ、ご利用できません。
出張応急修理・車両搬送・車両の一時預り等に要した費用、代替交通手段の運賃等、宿泊費等はすべて、ご利用者のご負担になります。

2 現場急行サービス (自宅駐車場OK)

事故や自動車の故障の際、トラブル現場に急行し、応急処置(クイックサービス)やお車のけん引・搬送等を行います。

ご注意

有料となる現場急行サービスでは、応急処置・けん引等の作業に要した費用はすべて、ご利用者の負担になります。



自家用8車種

ご契約のお車が自家用8車種で、所定の条件に該当すると、現場急行サービスを無料でご利用いただけます。以下のサービスが無料になります。

キー閉じ込み開錠(一般シリンダーの開錠)
バッテリージャンピング
車載スペアタイヤとの交換
ガス欠時の燃料お届け(10リットルまで。ただし、無料提供は共済期間中の1回のみ。)
現場対応可能な応急修理作業(現場対応が可能な30分以内の作業)
落輪・脱輪の引揚げ(1輪のみの落輪・脱輪で、通常の機材での引揚げ可能なもの)
事故・故障により自力走行不能となったお車のけん引・搬送(事故・故障1回につき、30kmまで)

事故処理サービス拠点

(サービスセンター:SC)

近畿SC 06-6765-9580
鳥取SC 0857-27-5210
島根SC 0852-26-5270
岡山SC 086-246-3355
広島SC 082-261-8430
福山SC 084-923-7980
山口SC 083-932-5522
香川SC 087-822-6309

徳島SC 088-653-5160
高知SC 088-880-1788
愛媛SC 089-905-1195
北九州SC 093-951-6711
福岡SC 092-441-5925
筑後SC 0942-53-8711
佐賀SC 0952-31-3072
長崎SC 095-827-7752

佐世保SC 0956-25-6162
熊本SC 096-365-2672
大分SC 097-558-7835
宮崎SC 0985-51-1570
鹿児島SC 099-262-0226
沖縄SC 098-878-7120

事故受付専用フリーダイヤル

0120-242-365

いつでも、全国どこからでも通話料無料でご利用いただけます。

その他重要事項

当組合の組合員として加入できる方は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者および小規模の事業者で構成する団体等となります。自動車共済契約をご契約いただけの方(共済契約者)は、当組合の組合員に限られます。ただし、中小企業等協同組合法に定める範囲内で組合員以外の方もご契約いただけます。
共済代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって共済代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。
自動車共済は、当組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
当組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。
このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものです。なお、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。また詳しくは、共済代理所または当組合におたずねください。
当組合にはじめてご加入の方は、ご加入に際して出資(1口1,000円)または員外利用料をお申込みいただきます。(出資・員外利用料は、ご契約台数に関係ありません。)

西日本自動車共済協同組合

〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25
TEL.092-441-5901 FAX.092-441-5907
お客さま相談室:092-235-3355 受付 午前9時~午後5時(土日祝祭日及び12/29~1/3を除く)
ホームページ: <http://nishijikyo.com/>
全国自動車共済協同組合連合会
ホームページ: <http://www.zenjikyoo.or.jp/>

お問い合わせは(共済代理所)